

議案第62号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月6日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の改正による東京都パートナーシップ宣誓制度の新設を踏まえ、育児休業等に係る要件を改める必要があるため、本案を提出いたします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年葛飾区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第2号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同条第3号中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第2条の4第1号及び第2号中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第3条第5号、第4条及び第8条第7号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第18条第1項中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。